

臨時休館対応についてのお知らせ ※令和3年2月5日 更新

いつも市民センター及び山田ふれあい文化センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のための市民センター及び山田ふれあい文化センターを臨時休館しておりますが、

休館期間を令和3年2月7日 までから3月7日まで延長します。

皆さまにはご迷惑をお掛け致しますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1、臨時休館の期間

令和2年12月7日（月）から令和3年3月7日（日）まで

※今後の状況に応じ、期間を見直すことがあります。

2、臨時休館期間内の施設利用に関して

申請されておられる、臨時休館期間内の施設利用に関しましては、全額還付対象となります。

3、施設の利用申請に関して

臨時休館期間中も各センター窓口では下記対応をしております。

受付時間：9：00～17：30

- 施設利用仮予約受付（TEL）
- 還付申請対応（窓口）
- WEB予約システム用 事前団体登録受付
- 各種電話問合せ

※メンテナンス休館日（岸部：2/16、千里丘：2/8、豊一：2/9、山田：2/23）は当初の予定通り受付業務も休止させていただきます。ご理解ご協力のほどお願い致します。

【お問合せ先】

千里丘市民センター TEL：06-6878-9510

岸部市民センター TEL：06-6317-1293

豊一市民センター TEL：06-6384-1290

山田ふれあい文化センター TEL：06-6876-1201